

報告第 20 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 8 月 23 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

## 専 決 処 分 書

安曇野市明科東川手 606 番地 2 における自動車物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 6 月 24 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

### 1 事故の内容

平成 28 年 5 月 23 日午前 9 時 30 分頃、公用車が駐車場から構内通路に出ようとしたところ、進入する車両が来たため、後方を確認しないまま後退し、後方で停車していた相手車両に衝突したものである。

### 2 当事者

(1) 損害賠償請求者 松本市事業者

(2) 損害賠償者 安曇野市

### 3 解決の方法

当事者間において示談による和解

### 4 和解の内容

本事故の原因は、当市運転者の不注意であるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 44,004 円を賠償するものとする。

報告第 21 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 8 月 23 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

## 専 決 処 分 書

安曇野市穂高有明 5292 番地 1 における自動車物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 6 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

### 1 事故の内容

平成 28 年 6 月 10 日午後 8 時 10 分頃、公用車が運転を誤り、民家の塀の屋根瓦に接触したものである。

### 2 当事者

(1) 損害賠償請求者 安曇野市在住者

(2) 損害賠償者 安曇野市

### 3 解決の方法

当事者間において示談による和解

### 4 和解の内容

本事故の原因は、当市運転者の不注意であるため、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 92,880 円を賠償するものとする。

報告第 22 号

平成 27 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 28 年 8 月 23 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

健 全 化 判 断 比 率

（単位：％）

| 実質赤字比率  | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率  |
|---------|----------|---------|---------|
| -       | -        | 10.5    | 22.5    |
| (12.00) | (17.00)  | (25.0)  | (350.0) |

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載。
- 2 早期健全化基準は括弧内に記載。

報告第 23 号

平成 27 年度決算に基づく安曇野市観光宿泊施設特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 28 年 8 月 23 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

| 特別会計の名称        | 資金不足比率（％） | 備 考        |
|----------------|-----------|------------|
| 安曇野市観光宿泊施設特別会計 | —         | 175,083 千円 |

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 24 号

平成 27 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金  
不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 28 年 8 月 23 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

| 特別会計の名称          | 資金不足比率（％） | 備 考    |
|------------------|-----------|--------|
| 安曇野市産業団地造成事業特別会計 | －         | 346 千円 |

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「－」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 4 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 25 号

平成 27 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業特別会計、安曇野市農業集落排水事業特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 28 年 8 月 23 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

資 金 不 足 比 率

| 会計の名称            | 資金不足比率<br>(%) | 備 考          |
|------------------|---------------|--------------|
| 安曇野市水道事業会計       | —             | 1,898,685 千円 |
| 安曇野市下水道事業特別会計    | —             | 1,635,350 千円 |
| 安曇野市農業集落排水事業特別会計 | —             | 46,559 千円    |

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載。
- 2 「備考」欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号及び第 3 号の規定による資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。

報告第 26 号

平成 27 年度安曇野市水道事業会計継続費の精算について

本件について、平成 27 年度に継続年度が終了したから、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 28 年 8 月 23 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

平成27年度安曇野市水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

| 款 | 項     | 事業名     | 年度      | 全 体 計 画 |                           |             |               | 実 績          |               |                           |             |               | 比 較          |                        |                           |             |                   |              |               |
|---|-------|---------|---------|---------|---------------------------|-------------|---------------|--------------|---------------|---------------------------|-------------|---------------|--------------|------------------------|---------------------------|-------------|-------------------|--------------|---------------|
|   |       |         |         | 年 割 額   | 左 の 財 源 内 訳               |             |               |              | 支払義務<br>発 生 額 | 左 の 財 源 内 訳               |             |               |              | 年割額と<br>支払義務<br>発生額との差 | 左 の 財 源 内 訳               |             |                   |              |               |
|   |       |         |         |         | 出資金<br>(旧合併<br>特例事<br>業債) | 県補助金        | 建設改良<br>積 立 金 | 損益勘定<br>留保資金 |               | 出資金<br>(旧合併<br>特例事<br>業債) | 県補助金        | 建設改良<br>積 立 金 | 損益勘定<br>留保資金 |                        | 出資金<br>(旧合併<br>特例事<br>業債) | 県補助金        | 建設改<br>良<br>積 立 金 | 損益勘定<br>留保資金 |               |
| 1 | 資本的支出 | 1 建設改良費 | 第一次拡張事業 | 24      | 100,200,000               | 0           | 3,796,000     | 0            | 96,404,000    | 100,196,000               | 0           | 3,796,000     | 0            | 96,400,000             | 4,000                     | 0           | 0                 | 0            | 4,000         |
|   |       |         |         | 25      | 1,008,901,000             | 486,000,000 | 36,243,000    | 300,000,000  | 186,658,000   | 756,558,352               | 367,900,000 | 27,383,000    | 300,000,000  | 61,275,352             | 252,342,648               | 118,100,000 | 8,860,000         | 0            | 125,382,648   |
|   |       |         |         | 26      | 744,065,000               | 358,000,000 | 27,692,000    | 200,000,000  | 158,373,000   | 874,528,257               | 293,600,000 | 28,344,000    | 200,000,000  | 352,584,257            | ▲ 130,463,257             | 64,400,000  | ▲ 652,000         | 0            | ▲ 194,211,257 |
|   |       |         |         | 27      | 225,730,000               | 112,000,000 | 1,562,000     | 30,000,000   | 82,168,000    | 204,379,200               | 90,700,000  | 1,538,000     | 30,000,000   | 82,141,200             | 21,350,800                | 21,300,000  | 24,000            | 0            | 26,800        |
|   |       |         |         | 計       | 2,078,896,000             | 956,000,000 | 69,293,000    | 530,000,000  | 523,603,000   | 1,935,661,809             | 752,200,000 | 61,061,000    | 530,000,000  | 592,400,809            | 143,234,191               | 203,800,000 | 8,232,000         | 0            | ▲ 68,797,809  |